議案第１５４号

上越市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部改正について

上越市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

上越市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（平成２８年上越市条例第５５号）の一部を次のように改正する。

第３条中「４８人」を「３６人」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月２９日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　農地利用最適化推進委員の委嘱に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。